

わが家

迎
春

裁判所支部の統廃合問題について



坂元 和夫

『経過』

最高裁は、昭和六三年に全国の約一〇〇カ所の簡易裁判所を廃止しました。京都府では、久美浜、綾部、京北の各簡易裁判所が無くなりました。そして、これに続いて、最高裁は、地方裁判所と家庭裁判所の支部の統廃合を実施しようとしています。廃止につき検討の対象にされているのは、全国で五八支部、京都府下では当初は、峰山、宮津、園部の三支部でしたが、二月一三日段階で、峰山支部だけの廃止が確定的となりました。

廃止の基準は、年間の取扱い事件数と隣接庁までの

距離の相関関係で決めるというものです。

『統廃合の理由』

最高裁が簡易裁判所や地家裁支部を統廃合する理由として挙げるのは、次の点です。

- ①マイカーの普及や道路網の整備など近時交通事情が良くなったこと。
- ②人口分布が変化して都市部に人口が集中した結果、過疎地域では事件数の少ない裁判所が増えていること。
- ③全国の九七支部に裁判官が常駐しておらず、本庁や他の支部から填補しているが、人的にも財政的にもロスが大きいので、むしろ、その大半を廃止し、本庁や

統合した支部を充実させるほうが効率的であること。
この考え方は、一般論としては理解できないことはありません。国家機関の肥大化は、納税者である国民の負担を増すだけですから、贅肉は削ぎ落とすに越したことはないからです。

『地元の受け止め方』

廃止対象の支部のある地方は、当然のことながら過疎地域に属します。過疎対策は、どの自治体でも施策の中心課題です。ある自治体関係者は、裁判所支部廃止を「過疎に追い打ちをかけるものだ。国から見放される寂しさを感じる」と言っています。

『弁護士会の反対理由』

弁護士会は、国民の裁判を受ける権利の観点から支部統廃合に反対しています。廃止対象庁も、件数は少ないながら、年に数十件ないし百数十件の事件が係属し

ますから、その事件の当事者にとっては、統廃合は程度の差こそあれ、従前よりは裁判所への出頭を困難にします。京都の丹後地方は、積雪の多いところですから、冬季の出頭は、一層困難になります。そうすると、住民のなかには、裁判を諦める人も出てくる可能性があります。要するに、これは問題です。

要するに、効率的な裁判の運営のために、「半端者の切捨て」も止むを得ないという考え方は問題があり、裁判官の不在庁については、裁判官を増員し、常駐させる方向で改善すべきであるというわけです。

『司法の特殊性』

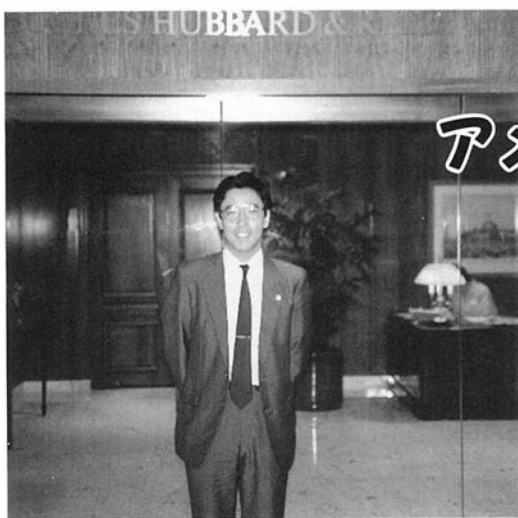
行政改革に見られる合理化、効率化の考え方は、司法については別の考慮が必要です。司法は、もともと行政から見れば、後ろ向きの国家作用と受け止められる傾向がありますが、国民の人権を法的に保障すると

いう観点からは、きわめて重要な国家作用です。

裁判所というものは、その地域に存在するだけで意味があります。つまり、その地域に裁判所があると、権利のある人は、いざとなれば裁判所へ駆け込むことができるので、私的にせよ紛争が裁判所のルールを念頭において解決されることになり、非合理的解決の跳梁を許さない作用があります。言わば、裁判所の存在効果とでも呼ぶべき機能です。

『百年の大計』

人口の都市偏在の弊と地方の活性化の必要は、各方面で大いに叫ばれています。今日、過疎地域であっても、未来永劫もそうであるとは言えません。ところが、裁判所のような施設は、一旦廃止すると、再設置は非常に困難です。今回の支部の統廃合は、悔いを将来に残す可能性が大と思われます。



Hazen Moore氏の勤める法律事務所

アメリカ調査報告

山 崎 浩 一

アメリカ行動経過

KOICHI YAMAZAKI

	(Am) 9	10	11	12 (Pm)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
9/10 (日)	ホテル着 (夜11時)													
9/11 (月)		Moore氏と会見		Goodman氏と昼食	Moore氏と会見			ホテル		天野氏らと食事 (韓国料理・カラオケ)				
9/12 (火)		Moore氏と会見	デスクにて研究	Moore氏と昼食	法廷見学		David-son氏と会見	デスクにて研究	24h 裁判所	Small claims court	夕食		ホテル	
9/13 (水)			法廷見学		自由の女神			デスクにて研究		夕食			ホテル	
9/14 (木)		法廷見学	デスクにて研究	Caplan嬢らと昼食				デスクにて研究		夕食			ホテル	
9/15 (金)		法廷見学	デスクにて研究	Moore氏と辻氏と昼食		エンバイヤステートビルマーシース				夕食			ホテル	
9/16 (土)			観光		ショッピング					夕食			ホテル	
9/17 (日)		アメリカ歴史博物館			セントラルパーク					夕食			ホテル	
9/18 (月)					ボストン観光		Chernoff 判事の法廷見学			Chernoff 判事宅、裁判所、ボストンロースクール				
9/19 (火)		法廷見学		昼食		法廷見学				ホテル				
9/20 (水)		法廷見学		昼食		Parker 氏と会見。ボストンロースクール		ボストンロースクールセミナー		Chernoff 判事宅、手巻き寿司を作る				
9/21 (木)			educational conference		昼食		educational conference		Chernoff 判事と買物	Chernoff 判事宅夕食			ホテル	
9/22 (金)		観光	Parker 氏と会う	Parker 氏 Honor 氏と昼食	法廷見学	Chernoff 判事と会見		ハーバード見学		Parker 氏宅				
9/23 (土)			ボストン観光			アムトラックでニューヨーク				ホテル				
9/24 (日)			ニューヨーク発											

ニューヨークの法律事務所

昨年九月一〇日から二四日まで一人でアメリカに行きました。行動経過表にあるようにニューヨークとボストンに滞在しました。ニューヨークでは、

Hughes Hubbard & Reed という名門の法律事務所に滞在しました。そして、この事務所ではHazen Moore 弁護士に御世話になりました。ウォール街にあるこの法律事務所は、ビルの二五階から二八階までのフロアー

を使用する大事務所で、他にもワシントン、パリなど四ヶ所に支店をもち、総勢二五〇名の弁護士を抱えています。

専門化された弁護士
アメリカの弁護士は、専

門化していて、例えば、会社、金融、税金、家事など細分化されています。その意味では日本の医者の方のようにところもあります。因みに、Hazen Moore 弁護士は会社関係が専門でした。このように分化した弁護

士の部屋が無数に並んでいる様子はまるで会社のようなものでした。また、予想したとおり、コンピュータ化が進み、法律事務所にある端末機を使えば直ちにサービソ会社から必要な情報を得られるシステムになっていました。

弁護士報酬

弁護士の報酬は、時間あたりいくらという計算で支払われます。だいたい一時間二〇〇ドル前後のようです。ただ、チームを作る弁護士全員の時間が入り、しかも待時間なども含まれますから、結果的には大変高額になるようです。ですから小額の事件の場合には、費用の負担がとても大きくなります。

警備厳重な裁判所

アメリカの裁判所の建物に入るには必ず飛行場にあるような金属探知機を通らなければなりません。カメ



ニューヨークの裁判所

兼教授のParlier氏についてわかりました。

Parlier氏は、ボストン大学ロースクールで日本国憲法を教えていて、本物の日本の弁護士が来たというので、彼のゼミナールに呼ばれて、始めに簡単な講義をさせられ、その後、一時間半たっぷり生徒から質問攻めに会いました。日本の婚姻制度、家族制度、離婚制度などの質問や裁判の和解の方法などはずいぶんと興味を示していました。

裁判官とのテニス

Chernoff判事は、ボストンでも有数の素晴らしい裁判官でした。ボストンに着いてホテルに荷物を置いて、彼の判事室に電話をしたところ、今から陪審員の選定手続きがあるからすぐに来いといわれ、地図をたよりに地下鉄に乗り、彼の法廷にいきました。すぐに延更が手招きをしてくれて、僕を法廷内の研修生の席に

すわらせてくれました。

その後で、彼の自宅に招かれ、同僚の判事とともにテニスをやりました。このときばかりは、テニスをやっていてよかったと思いました。彼らからはお前は京都のチャンピオンかなどおだてられました。

俳優のような弁護士

僕が傍聴した事件は、四人の女性に特殊な薬とアルコールを飲ませて意識不明の状態にして性的暴行を加えたということで起訴された事件でした。

検事も弁護士

人も、まさに映画の俳優さながらに尋問や弁論を行っていました。

弁護人は、これから被害者の嘘を暴くという被害者の反対尋問を行い、途中

で被害者が泣き出して法廷を飛び出るという場面もあり、僕は無罪だなと思いました。だが、判決は有罪でした。

判事が彼の身柄を拘束し身体検査をした時に、彼の靴から薬物が発見されたので、陪審員は真実を見破ったのでした。

私達の裁判所

アメリカでは裁判というものがある市民の生活の中に密接に定着しているようです。僕がアメリカで知り合った人も、タクシーの料金を請求されたときに、言い分



Chernoff判事と自宅の前で

24時間裁判所



に食い違いがあり、それなら裁判所に決めてもらおうということでも運転手と一緒に治安判事のところにいて、お互いの言い分を述べてこちらの言い分を認めてもらったとのことでした。

また、市民が来やすいように夜から開いている裁判所もあり、毎日何百人という人がその裁判所に来ています。

二四時間裁判所

ニューヨークでは、刑事訴訟のしくみから、被疑者を逮捕したら二四時間以内に裁判官の面前に被疑者を連れてくることになっています。

そして、ニューヨークでは、犯罪の数も大変多いことから、この手続きを扱う裁判所は二四時間開いています。

裁判官は、一日三交代制で勤務しております。僕は午後六時頃、裁判所に見学にいきましたが、次々に被

疑者が法廷に連れてこられ一件あたり一〇分程度で処理されていました。

しかも被疑者が英語を話せず、通訳のつく事件が結構多いのが印象的でした。

アメリカでは、子供の虐待事件や性暴力の事件が多く、病める社会の一面が如実に現れていました。

番外編

ニューヨークは、犯罪都市であるという評判があり僕も注意をしていました。

五番街を歩いていて、黒人とすれちがったときに彼が手にさげていた紙袋を落として、お前がぶつかりこれをして、お前がぶつかりこれをして落として壊れたから弁償しろといってきました。ボトラーズと呼ばれる者らしいのですが、簡単な話、恐喝そのもので、まわりに人がいることもあり、僕はこの要求を拒否しつづけ事なきを得ました。



ニューヨークの地下鉄

ただ、おかげで裁判制度の基礎にある社会背景の一端にふれることができました。

また、これこそ、番外編ですが僕がボストンで宿泊していたホテルで夜二時頃に火災報知機がなりました。一応目は覚めたのですが、アナウンスが聞き取れず、不安になり、とりあえずホテルのロビーに下りると、

ほぼ全員寝巻き姿で集まっていた、消防士が動き回っていました。

結局、火事ではなかったのですが、ひゃっとしました。

今回の旅行では、いろいろな面で収穫を得ることができました。こんどはドイツにでもいきたいと思っています。

京都 ― 保存と開発



尾 藤 廣 喜

モヒカン刈りの山

岩倉の自宅を出ると、西方の真向かいに一条山が見えます。かつてこの山は、岩倉五山の一つ、緑豊かな里山として住民に親しまれてきました。ところが、この山は、昭和五六年に四〇%の緑地を残すことを条件に宅地造成が許可されたものの、業者がこれを無視して造成したため、山頂部分を残し、周辺の全体が削り取られ、「モヒカン刈り」と蔑称される山になってしまいました。

京都市は、これに対して、原状回復命令を出すことなく、七年余りも放置したうえ、わずかに二〇%の土地を公園として市に寄付させ

ることを条件に、山全体を削りとることを認める再開発許可を昨年一〇月二〇日に下しました。この結果、当初業者の予定していた開発区画四六区画が、一一四区画へと大幅に増加することになりました。

地元住民は、この許可が「違法造成を行った業者に利益を増加させ、違法を追認、助長するもの」として、昨年二月一五日、一三〇〇名余りで、許可の取消しを求める審査請求を行い、私もこの代理人の一人となっています。

京都の顔が次々と

一方、東山の太文字では、裏山に、ゴルフ場の開発計

画が持ちあがりました。地元住民は、この計画について、まず、東山の景観、自然環境の保全の面から、到底認められないとして、反対運動を起こしました。そのうえ、この地域は、白川

砂などの砂れきでできあがった山並みであり、斜面崩壊の危険性が高いこと、ゴルフで使われる農薬の被害、白川など下流の水質汚染の問題も深刻で、反対の声は、全市的に広がっていききました。そして、ついに、昨年一二月京都市長は、太文字ゴルフ場の開発許可を認めない旨の方針を明確にし、業者も開発計画の断念を表明。この問題は一応の決着をみたように見えます。しかし、業者は、太文字の裏山について、新たな開発の機会をめざし、世論の沈静化を待っているのではとの懸念もあります。

太文字とともに、京都の顔である鴨川にも、「治水」を理由に、上流のダム建設、

三条・七条間の拡張と約二・二ないし二・八メートルの掘り下げ計画が浮上しています。鴨川の水質の保全、

親水性、治水など根本的なあり方を問う計画だけに、まず、改修が必要とされる根拠―鴨川の最大流量の予測の根拠―とダム計画の味が広く市民に公開される

ことが、何よりも必要です。また、上流の緑を保全し、拡大していく「緑のダム」(植林、造林計画)で対応できないのかなど、代替案の検討もされなければなりません。「改修」計画が、このような情報公開、代替案の検討なしに進行されてはなりません。

そればかりではなく、東山の八坂の塔の近く、伝統的建造物群保存地区に近接した地域でも、続々とマンションの建設が予定されています。

京都の個性と街づくり

もちろん、古都京都といっ

ても、全ての地域を現状のまま凍結してしまうことが、最良の策ではありません。都市は生きているのであり、

住む人の生活あってこそその街であります。しかし、街は、それぞれに固有の歴史と個性を持って発展してきたのですから、何よりも、その個性をのばしていかなければ、魅力も活力も生まれません。京都の個性とは、やはり、優れた歴史的自然的環境にあり、これを守るだけでなく、より水準を高めていく努力をしなければなりません。そのためには、広い市民の参加をもとめて、市民合意のもとで街づくりのあり方についてのマスタープランとこれを具体化した細目を決定し、これに基づく開発を行っていくことが必要です。そして、作られた規制に、行政自体が拘束され、恣意的な運用が許されないようにしなければなりません。

弁護士へのアクセス

弁護士は、敷居が高いとか、どこに相談にいっただけ分らない等、弁護士へのアクセスの困難さに対する批判の声がしばしば聞かれます。

ところで、このような批判がなされる原因としてはいくつかのことが考えられますが、その一つに弁護士の場合に広告が原則として禁止されていることが挙げられます。

最近、広告規制が少し緩やかになりましたが、それでも一般的に顧客の勧誘は禁止されています。

その理由は、弁護士業務はビジネスではなく弁護士が顧客勧誘にはしることは品位を害するということや、誇大広告がなされたり、費用が依頼者に転化されるといふ弊害が生じるおそれがあるためといわれています。

ただ、そうはいっても弁護士を知らない人は、実際に相談したらよいのかわからないということもあるでしょう。

そこで、このように個人の弁護士が宣伝を禁止するかわりに弁護士会として市民に対して弁護士業務について広報をしたり、各種の法律サービスを提供することに努めています。

その一環として弁護士会は府や市と提携し、そこから委託金の支払いを受けて無料法律相談をしています。

また、過疎地に出張して無料法律相談も行っています。

更に、資力の無い人のために、法律扶助協会が裁判費用や弁護士費用の立替えを行っています。